

23高私助第25号
平成23年8月3日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県私立学校主管部課長 殿

文部科学省高等教育局私学部私学助成課長

森田正信



(印影印刷)

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設
災害復旧費調査要領の取扱いについて（通知）

私立学校施設災害復旧事業の調査については、文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号）等により行っているところですが、東日本大震災の災害復旧に限り、別紙のとおり取り扱うこととしたので、通知します。

都道府県私立学校主管部課におかれましては、このことについて、所轄の学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

【問合せ先】

文部科学省 高等教育局 私学部

私学助成課 助成第一係 畑、加藤、八木下、林

電話 03-5253-4111（内線2545）

FAX 03-6734-3396

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設
災害復旧費調査要領の取扱いについて

第1 趣旨

東日本大震災に係る文部科学省所管私立学校施設災害復旧費調査要領（昭和45年11月12日付け文管振第172号（以下「調査要領」という。）の取扱いについては、以下によるものとする。

なお、以下に定めのないものについては、「調査要領」による。

第2 単価の取扱

調査要領第8第3項の単価の取扱いについて、大学及び短期大学の新築単価については、公立学校施設災害復旧事業の調査の取扱いについて（平成23年6月13日付け23施企第19号）を準用することとする。この場合の基本単価は、高等学校の基本単価によることとする。ただし、特殊工事が多岐にわたる等これにより難しい場合は、現地適正単価によることとする。